

令和4年度第57回全国高等学校体育連盟研究大会における
配宿及び弁当調達業務等委託企画提案仕様書（案）

長野県高等学校体育連盟事務局

1 業務の名称

令和4年度第57回全国高等学校体育連盟研究大会における配宿及び弁当調達業務

2 委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

3 業務の目的

令和4年度第57回全国高等学校体育連盟研究大会（以下「研究大会」という。）に参加する関係者の配宿及び期間中の弁当を調達する。

4 研究大会の概要

- (1) 開催要項（案） 別紙1のとおり
- (2) 宿泊者数・弁当数概要（予想） 別紙2のとおり

5 業務の内容

- (1) 研究大会の参加者の配宿業務
 - (2) 研究大会の参加者の弁当調達業務
- ※別紙3のとおり

6 委託業務に要する経費

委託業務に要する経費は、受託者が宿泊施設及び弁当調製業者から得る手数料によって賄うこと。

7 成果物等

5(1)及び5(2)について大会後の業務報告をすること。
その他、委託者が指示する書類。

8 納品期限

令和5年2月28日（火）

9 機密保持

受託者は、本業務により知り得た情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

10 委託業務実施に当たっての留意事項

(1) 第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、また請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 個人情報の取扱い

本委託業務を通じて取得した個人情報は適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の適用を受けるものとする。

(3) 委託者への損害賠償

受託者は、本委託業務の履行に当たり、その責に帰す事由により、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払うものとする。

(4) 第三者への損害賠償

受託者は、本委託業務の履行に当たり、第三者に損害を与えた場合には、損害を受けた第三者の求めに応じ、その賠償の責めを負うものとする。また、委託者が損害を賠償したときは、委託者は受託者に対して求償権を有するものとする。

(5) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。

(6) 委託者は本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、業務の再実施を命じ、あるいは、契約の解除等をなすことができるものとする。

(7) 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から委託者に帰属する。

(8) 本委託業務の委託者は、長野県高等学校体育連盟会長であるが、令和4年度第57回全国高等学校体育連盟研究大会長野県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設立された際は、同委員会会長がこれを継承するものとする。

令和4年度 第57回全国高等学校体育連盟研究大会

開催要項(案)

- 1 趣 旨 公益財団法人全国高等学校体育連盟に加盟する各高等学校体育・スポーツ指導者の資質向上を図るため、日頃の研究成果を発表するとともに、当面する諸問題について情報交換し、高等学校教育の一環としての体育・スポーツの振興・発展に資する。
- 2 主 催 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- 3 共 催 読売新聞社
- 4 後 援 スポーツ庁(予定) 長野県教育委員会 長野市教育委員会
長野県高等学校長会 公益財団法人日本教育公務員弘済会長野支部
- 5 主 管 公益財団法人全国高等学校体育連盟研究部、長野県高等学校体育連盟
- 6 期 日 令和5年1月12日(木)・13日(金)
- 7 会 場 ホクト文化ホール(長野県県民文化会館)
〒380-0928 長野県長野市若里1-1-3
TEL026-226-0008 FAX026-226-1574
- 8 参 加 者 各都道府県高等学校体育連盟加盟校の体育・スポーツ指導者及び高等学校の部活動に興味関心を持つ指導者、研究者および学生
- 9 大会主題 「たぎる情熱 あふれる魅力」 ～部活で創る 明るい未来～
- 10 内 容 (1) 課題研究
(2) 分科会
第1分科会 「競技力の向上」
第2分科会 「健康と安全」
第3分科会 「部活動の活性化」
(3) 講演 講師 未定
- 11 日 程

時間	9	10	11	12	13	14	15	16	17
月日									
1月11日 (水)						①	②		
1月12日 (木)		受付	開 会 式	全体会 (課題研究)	アトラク ション	昼食	分科会		
1月13日 (金)		受付	全体会 分科会報告 講義	全体会 (講演)		閉 会 式			

①発表者・助言者・司会者打合せ会議

②公益財団法人全国高等学校体育連盟研究部全体委員会

- 12 表 彰 分科会の中で優秀な研究発表について表彰する。

13 分科会の発表申込

- ・分科会の発表申込は、所定の様式により各都道府県高体連を通じてメールで申し込むこと。
- ・本大会では、ローテーションで決められた者と公募による者が分科会発表を行うこととしている。

(1) 申込期限 **令和4年8月1日(月) 必着**

(2) 原稿提出期限 第一次提出日 令和4年8月19日(金) 必着

最終提出日 令和4年9月16日(金) 必着

- ・原稿は執筆要項に基づき、横書き(41字×42行)7枚以内とする。

- ・補足資料提出がある場合は、700部を発表者が準備する

(2) 申込及び提出先 〒380-0802 長野県長野市上松1-16-12 長野県長野高等学校金鵒会館内
長野県高等学校体育連盟事務局

第57回全国高等学校体育連盟研究大会長野県実行委員会会長 宛

TEL : (026)234-1205 FAX : (026)234-1240

E-mail : koutairen@ngn-hssp.org

14 参加申込及び報告書の購入予約

参加申込及び報告書の購入予約は、所定の様式に必要事項を記入の上、各都道府県高体連で取りまとめて申し込むこと。

(1) 参加料 一人 4,000円

(2) 申込期限 **令和4年10月7日(金)**

(3) 申込先 発表申込先と同じ

(4) 送金先 金融機関：未定

口座番号：未定

名 義：未定

15 宿泊・昼食の申込

宿泊・昼食の斡旋を希望する場合は、各都道府県高体連で一括して申し込むこと。

(1) 宿泊料 未定

(2) 昼 食 未定

(3) 申込期限 **令和4年10月7日(金) 17:00まで**

(4) 申込先 未定

(5) 配 宿 令和3年11月末までに各都道府県高体連事務局宛に送付する。

16 報告書の購入予約

(1) 申込方法 購入希望者は、参加申込書の報告欄に部数を入力すること。

(2) 申込期限 **令和4年10月7日(金) 17:00まで**

(3) 申込先 参加申込先と同じ

(4) 報告書代送金先 参加料送金先と同じ

令和4年度第57回全国高等学校体育連盟研究大会【宿泊者数・弁当数概要】(予想)

宿泊期間：令和5年1月11日(水)から13日(金)

	1月11日(水)		1月12日(木)		1月13日(金)	
	準備日		大会1日目		大会2日目	
	宿泊	弁当	宿泊	弁当	宿泊	弁当
参加者	10		350	350	20	150
運営役員	10	30	20	50		50
合計	20	30	370	400	20	200

【参考】

過去の大会参加者数

年度	開催地	参加者数	備考
令和2年度	長崎県	320名	新型コロナウイルス感染症拡大防止の為中止、参加予定者
令和元年度	滋賀県	479名	
平成30年度	山梨県	455名	

大会実績報告書より

1 体制について

運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊・弁当業務についての苦情・事故災害等の緊急事態に対応できる体制を整備すること。
------	--

2 宿泊業務について

(1) 宿泊施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙「宿泊数・弁当数概要（予想）」を踏まえ、必要な客室数を確保し、仮予約を行うこと。
(2) 運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・確保した客室を管理し、宿泊の本申込受付、変更・取消、宿舍の決定等配宿を一元的に管理するシステムを構築し、業務を実施すること。
(3) 配宿・食事	<ul style="list-style-type: none"> ・配宿は、大会会場までの交通状況等を考慮する。また、参加者の状況及び車両の持ち込みを可能な限り考慮して配宿すること。 ・原則として、長野駅を中心とした市街地とすること。 ・客室タイプはシングルルームとすること。 ・衛生管理、火災防止、保安管理に一定の基準を満たす宿舍を選定すること。 ・「新型コロナ対策推進宣言の店」とすること。 ・宿泊形態は、「1泊2食付き」「1泊朝食付き」「1泊素泊まり」の3区分とすること。 ・宿泊施設ロビーなどへの掲示協力（大会本部から諸連絡等の掲示物の張り出し等）ができること。 ・参加者の急な体調不良等への対応及びその報告（夜間医療機関の紹介、報告書の作成、提出）ができること。 ・配宿決定日を遵守し、参加者に通知すること。
(4) 宿泊料金、取消料 金及び支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・最終的な宿泊料金は、委託者と協議、調整し、各宿泊施設の宿泊料金を設定すること。 ・宿泊形態別、料金別区分を作成し、それぞれに宿泊施設名を明記し、参加者が選択できるようにすること。ただし、上限は1泊2食で13,000円（税込）とすること。 ・宿泊取消料について、委託者と協議、調整し、設定すること。 ・支払期限は、大会前に設定すること。 ・支払方法は、銀行振込とすること。 ・領収書の発行について、参加者の意向に応えること。

※宿泊料金及び宿泊取消料等の宿泊要項に記載する事項については、委託者と受託者である代理店が協議し、最終決定をします。

3 弁当業務

(1) 運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・斡旋弁当、支給弁当の申込受付及び受注管理をすること。
----------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当調製施設への数量（変更）連絡や納品場所の指示等の連絡調整をすること。
(2) 弁当調達、引換、配布、清算、回収・処分	<ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)により受け付けた弁当の調達及び納入を行うこと。 ・弁当の納入確認及び仕分けを行うこと。 ・事前に、引換券等の作成及び発送を行うこと。 ・弁当の引換及び配布を行うこと。（食中毒等の事故が発生しないよう、衛生管理を確実に実施する。） ・弁当代金の受領、清算（請求書、領収書の発行事務を含む。）をすること。 ・空き容器の回収及び処分を行うこと。 ・その他委託者及び弁当調製施設との連絡調整等、弁当引換に必要な業務を行うこと。
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当は、大会の参加者の斡旋する「斡旋弁当」と県実行委員会大会運営従事者等に支給する「支給弁当」に区分することとし、前者については申込者、後者については委託者が代金を支払う。なお、委託者支払分については、請求書払いに対応すること。 ・弁当の単価は1,000円（お茶付き、税込み）とすること。 ・弁当は、試食会等を経て正式決定することとし、委託者が事前に内容を確認できるようにすること。 ・斡旋弁当の案内文書、申込書の原案作成を行うこと。なお、案内文書、申込書の内容は協議により決定し、参加者への案内文書、申込書の発送は委託者が行う。 ・取消料について、委託者と協議、調整し、設定すること。 ・委託者と詳細な調整ができること。

4 大会後の業務報告

報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊：日別、区分別の配宿人数。 ・弁当：提供したものの献立表、日別の調達数量。 ・その他：参加者からの意見等（苦情含む）、次回開催時に参考となる資料。 （マイクロソフトワード又はエクセルにより作成した電子データ）
--------	---